



佐賀県公報

平成17年
3月7日
(月曜日)
第 12576号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (一〇四・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (一〇五・〃) 三
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (一〇六・〃) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (一〇七・〃) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更 (一〇八・〃) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (一〇九・〃) 五
- 佐賀県土地利用対策指導要綱実施要領の一部改正 (一一〇・〃) 五
- 道路の区域の変更 (一一一・土地対策課) 六
- 道路の区域の変更 (一一二・道路課) 六
- 道路の区域の変更 (一一三・〃) 六
- 道路の供用開始 (一一四・〃) 七

○ 告 示

- 県営城西地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 七
- 土地改良事業の工事の完了

- 佐賀県告示第百四号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川

康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護唐津事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所

所在地 唐津市北波多須恵千九十七番地七

サービスの種類 指定訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護肥前事業所

所在地 唐津市肥前町入野甲千七百三番地

サービスの種類 指定訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護事業所 所在地 唐津市西町名護屋千五百三十番地 サービスの種類 指定訪問介護 指定年月日 平成十七年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護 所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護呼子事業所 所在地 唐津市呼子町呼子三千百二十八番地一 サービスの種類 指定訪問介護 指定年月日 平成十七年一月一日	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市寿光園デイサービスセンター 所在地 唐津市厳木町岩屋五百三十番地一 サービスの種類 指定通所介護 指定年月日 平成十七年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会 所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会 所在地 杵島郡白石町大字福田千三百十一番地一 サービスの種類 指定訪問介護 指定年月日 平成十七年一月一日	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市デイサービスセンターキタはた 所在地 唐津市北波多田中九百二十三番地 サービスの種類 指定通所介護 指定年月日 平成十七年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所 所在地 唐津市肥前町万賀里川九百五十三番地十	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問入浴介護唐津事業所 所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

			十一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日	サービスの種類 指定通所介護
	(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地		
	名 称	社会福祉法人唐津市社会福祉協議会	名 称	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
	所在 地	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四	所在 地	唐津市北波多田中九百七番地一
	(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 指定短期入所生活介護
	名 称	唐津市社会福祉協議会通所介護鎮西事業所	名 称	唐津市特別養護老人ホームちぐさの
	所在 地	唐津市鎮西町打上三千八十一番地	所在 地	唐津市北波多田中九百七番地一
	(二)	サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定短期入所生活介護	
	(一)	指定年月日 平成十七年一月一日	指定年月日 平成十七年一月一日	
	(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
	名 称	唐津市	名 称	唐津市
	所在 地	唐津市西城内一番一号	所在 地	唐津市西城内一番一号
	(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	
	名 称	唐津市宝寿荘デイサービスセンター	名 称	唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘ショートステイ
	所在 地	唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三	所在 地	唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三
	(二)	サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定短期入所生活介護	
	(一)	指定年月日 平成十七年一月一日	指定年月日 平成十七年一月一日	
	(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
	名 称	社会福祉法人白石町社会福祉協議会	名 称	佐賀県知事 古川 康
	所在 地	杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一	所在 地	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
	(三)	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称及び所在地	
	名 称	社会福祉法人白石町社会福祉協議会	名 称	唐津市社会福祉協議会居宅介護支援唐津事業所
	所在 地	杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一	所在 地	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
	(二)	サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定通所介護	
	(一)	指定年月日 平成十七年一月一日	指定年月日 平成十七年一月一日	
	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
	名 称	唐津市社会福祉協議会居宅介護支援唐津事業所	名 称	唐津市社会福祉協議会居宅介護支援唐津事業所
	所在 地	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四	所在 地	唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

●佐賀県告示第百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在 地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 指定通所介護

指定年月日 平成十七年一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援唐津事業所

所在 地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援北波多事業所

所在地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市北波多在宅介護支援センター

所在地 唐津市北波多田中九百二十三番地

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援肥前事業所

所在地 唐津市肥前町万賀里川九百五十三番地十

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援肥前事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援鎮西事業所

所在地 唐津市鎮西町名護屋千五百三十番地

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市宝寿荘居宅支援事業所

所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

●佐賀県告示第百六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市特別養護老人ホームちぐさの

二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 唐津市

所在地 唐津市北波多田中九百七番地一

(三) 事業所の名称及び所在地
 名称 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘
 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三

所在地 唐津市西城内一番一号

事業所の名称及び所在地

名称 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘
 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三

●佐賀県告示第百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

指定通所介護		サービスの種類		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新	デイサービスセンター	作礼荘			
唐津市相知町中山三五	四四番地一	唐津市相知町中山三五	五二番地	平成一七・二・七	平成一七・二・七	平成一七・二・七
唐津市相知町中山三五	五二番地	唐津市相知町中山三五	唐津市相知町中山三五	平成一七・二・七	平成一七・二・七	平成一七・二・七

●佐賀県告示第百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

介護		指定通所		サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新	新	新				
デイサービスひまわり	宅老所ひまわり	佐賀郡川副町大字鹿江	八六九番地一	平成一七・三・一	平成一七・三・一	平成一七・三・一	平成一七・三・一
道三五七番地	佐賀郡川副町大字犬井	佐賀郡川副町大字犬井	八六九番地一	平成一七・三・一	平成一七・三・一	平成一七・三・一	平成一七・三・一

●佐賀県告示第百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新 地	旧 地	
作礼荘在宅介護支援センター	唐津市相知町中山三五五四番	唐津市相知町中山三五五二番	平成一七・二・七

● 佐賀県告示第百十一号
佐賀県土地利用対策指導要綱実施要領（昭和四十八年佐賀県告示第四百二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

第三条第四号中「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に改める。
附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

● 佐賀県告示第百十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川康

県道 北方朝日線		道路の種類 及び路線名	道路の 区間	道路の 区間	道路の種類 及び路線名
杵島郡北方町大字大崎字川越四九三 四番五地先から ○〇番一地先まで	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三 四番五地先から ○〇番一地先まで	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三 四番五地先から ○〇番一地先まで	区間	区間	区間
前	後	後の別前	幅員	区間	後の別前
八・三	三・五	一・四	三・五・〇	メートル	幅員
			九・九・五・七	メートル	延長
			一・〇・〇・七・二		メートル

●佐賀県告示第十四号

道路法（昭和11十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の
ふる道路の供用を開始する。
この区間を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで
佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北方朝日線	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三四番五地 先から 武雄市朝日町大字中野字沼口 1-11〇〇番1 地先まで	平成17・11・7

○ 公 告

県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）城西地区の計画
を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項にお
いて準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供
する。

平成17年3月7日

佐賀県知事 古川 康

佐賀市役所

太良町長 百武 豊から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第
1項の規定により、太良町営土地改良事業（さが農業農村振興整備 地場整備）
中村地区の工事が平成16年3月19日完了した旨届出があった。

平成17年3月7日

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）城西地区の変
更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年3月8日から平成17年4月5日まで
- 3 縦覧の場所

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年三月七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日